

人権方針の制定について

この度、当社グループは、人権が尊重される社会の実現が不可欠と考え、企業に求められる人権尊重の責任を果たしていくため「人権方針」を制定いたしました。

人権方針に基づき、当社グループは、全てのステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たすよう努め、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献していきます。

人権方針

大星ビル管理株式会社、大星ビルメンテナンス株式会社、大星ビルシステムズ株式会社、八重洲ビルメンテナンス株式会社（以下、「当社グループ」）は、お客様をはじめとする、あらゆる企業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重し、バリューチェーン全体を通じて安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献していくため、以下の方針を定めます。なお、当方針は、トップマネジメントにより承認されており、定期的に見直し要否を検討し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

1. 国際規範の遵守

- 当社グループは、国際人権章典や国連グローバルコンパクト、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」など、人権に関する国際規範を支持します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（ラギーフレームワーク）」に基づき、人権を尊重してまいります。
- 当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令等を遵守するとともに、国や地域の法令等が国際的に認められた人権と相反する場合は、それぞれの国や地域の法令等を遵守しつつ、人権を尊重するための方法を追求してまいります。

2. 事業活動全体を通じた人権尊重

- 当社グループは、事業活動のバリューチェーンのすべてのプロセスにおいて、当社グループにかかわるステークホルダーの人権を尊重します。また、お客様・従業員をはじめとするすべてのステークホルダー一人ひとりの様々な違いを尊重し、理由・形態を問わず、あらゆる差別・ハラスメントを許さず、児童労働や強制労働・人身取引を認めません。
- 当社グループは、当社グループにかかわるステークホルダーの人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、事業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識をもって行動し、持続的な成長を目指します。
- 当社グループは、多様性が持続可能な社会の実現に重要な役割を果たし、企業の成長に不可欠であるとの認識のもと、多様性を尊重していきます。

4) 当社グループは、業務委託先をはじめとするビジネスパートナーに対しても、人権を尊重し、侵害しないことを期待するとともに、人権への負の影響が引き起こされている場合には、当社グループとして適切に対応することにより、人権尊重を推進します。

3. 人権デューデリジェンス

当社グループは、企業活動の様々な場面で起こりうる人権に対する負の影響を継続的に特定・評価するとともに、防止または軽減に努めてまいります。

4. 救済・是正

当社グループは、人権課題を含めた各種相談や苦情を適切に受け付ける体制整備に継続的に取り組むとともに、企業活動において人権に対する負の影響が生じていることが判明した場合は、救済・是正に向けて適切に対応してまいります。

5. 教育・啓発

当社グループは、当社グループのすべての役職員が当方針の実効性を確保するために、適切な教育、幅広い人権啓発に取り組めます。

6. 対話・協議

当社グループは、人権課題の対応について、当社グループにかかわるステークホルダーとの対話・協議に努めてまいります。

7. 適用範囲

本方針は、当社グループの役職員に適用します。

また、すべてのビジネスパートナーの皆様とともに人権尊重の取り組みを推進していきます。

制定:2026年4月1日

大星ビル管理グループ